

建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項の公表要領

平成 19 年 4 月 1 日

県土整備部管理課・技術企画課

(趣旨)

第 1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 18 年 5 月 23 日閣議決定）において、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保が定められた趣旨を踏まえ、県が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領に掲げる用語の意義は、入札・契約に関する法令等又は県の要綱等に定めるところによる。

(対象工事等)

第 3 この要領の対象となる建設工事等は、一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する建設工事等（以下「対象工事等」という。）とする。

(入札及び契約に関する情報)

第 4 対象工事等を発注する機関（以下「発注機関」という。）の長は、次に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。

(1) 一般競争入札

① 一般競争入札に係る次の事項を入札公告（別記様式第 1 号）により、入札公告時に公表するものとする。

- ア 件名、場所、調達区分及び業種
- イ 入札及び契約の方法
- ウ 等級区分
- エ 地域要件（条件付一般競争入札の場合に限る。）
- オ 公告日
- カ 申請期限
- キ 入札予定日
- ク 予定工期

② 一般競争入札に係る次の事項を入札（見積）結果（別記様式第 2 号）により、契約の相手方決定（再度の入札においても落札者となるべき者がいなかった場合における随意契約（以下「不落随契」という。）により契約の相手方が決定した場合を含む。）後に公表するものとする。

- ア 入札日
- イ 結果
- ウ 予定価格（税込み）
- エ 予定価格（入札書比較価格）

オ 最低制限価格又は調査基準価格（税込み）及び失格基準価格（税込み）（失格基準価格を設けた場合に限る。）

カ 最低制限価格又は調査基準価格（入札書比較価格）及び失格基準価格（入札書比較価格）（失格基準価格を設けた場合に限る。）

キ 落札金額

ク 落札者

ケ 入札者の商号又は名称及び代表者氏名並びに入札高

コ 入札参加資格を認めなかった者の商号又は名称及び代表者氏名並びに入札参加資格を認めなかった理由

サ 最低価格入札者以外の者を落札者とした場合はその理由

- ③ 調査基準価格を設定した案件において低入札価格調査を実施したときは、当該調査結果の概要及び最高評価値者（総合評価落札方式にあつて評価値が最も高い者をいう。）又は最低価格入札者（総合評価落札方式以外にあつて最低の価格をもって入札をした者をいう。）以外を落札者とした場合はその理由を低入札価格調査審査結果票（別記様式第3号）により、落札者決定後に公表するものとする。

（2）指名競争入札

- ① 指名競争入札に係る次の事項を入札公告（別記様式第1号）により、指名通知後に公表するものとする。

ア 件名、場所、調達区分及び業種

イ 入札及び契約の方法

ウ 指名通知日

エ 入札予定日

オ 予定工期

- ② 指名入札に係る次の事項を入札（見積）結果（別記様式第2号）により、契約の相手方決定（不落随契により契約の相手方が決定した場合を含む。）後に公表するものとする。

ア 入札日

イ 結果

ウ 予定価格（税込み）

エ 予定価格（入札書比較価格）

オ 最低制限価格又は調査基準価格（税込み）及び失格基準価格（税込み）（失格基準価格を設けた場合に限る。）

カ 最低制限価格又は調査基準価格（入札書比較価格）及び失格基準価格（入札書比較価格）（失格基準価格を設けた場合に限る。）

キ 落札金額

ク 落札者

ケ 入札者の商号又は名称及び代表者氏名並びに入札高

- ③ 指名業者の選定理由については、県が発注する建設関連業務の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要領（平成16年4月22日定め）第6条第2項又は建設工事における指名競争入札実施要領（平成25年7月1日定め）第8条第2項に規定する入札参加者選定理由書により、落札者決定後に閲覧に供するものとする。

（3）随意契約（不落随契を除く。）

- ① 随意契約に係る次の事項を入札公告（別記様式第1号）により、見積依頼通知後

に公表するものとする。

ア 件名、場所、調達区分及び業種

イ 入札及び契約の方法

ウ 見積依頼通知日

エ 見積予定日

オ 予定工期

② 見積結果に係る次の事項を入札（見積）結果（別記様式第2号）により、契約締結後に公表するものとする。

ア 見積日

イ 結果

ウ 予定価格（税込み）

エ 予定価格（入札書比較価格）

オ 落札金額

カ 落札者

キ 見積者の商号又は名称及び代表者氏名並びに見積高

③ 建設工事契約事務の適正化について（昭和55年4月1日付け280-52総務部長・土木部長通知）第4の4に規定する随意契約審議書も、請求があれば契約締結後に公表するものとする。

(4) 落札者となるべきものがいなかった場合

競争入札に付し、落札者となるべき者がいなかったとき（不落随契により契約の相手方が決定した場合を除く。）は、当該競争入札に係る次の事項を入札（見積）結果（別記様式第2号）により、開札後に公表するものとする。

ア 入札日

イ 結果

ウ 入札者の商号又は名称及び代表者氏名並びに入札高

エ 入札高が最低制限価格未満又は予定価格超であった場合はその旨

オ 入札参加資格を認めなかった者の商号又は名称及び代表者氏名並びに入札参加資格を認めなかった理由

2 発注機関の長は、入札に付した場合及び随意契約によることとした場合の対象工事等に係る次の事項を契約結果（別記様式第4号）により、契約締結後に遅滞なく公表するものとする。

ア 件名、場所、調達区分及び業種

イ 入札及び契約の方法

ウ 契約の相手方

エ 概要

オ 工期

カ 契約日

キ 契約金額

ク 随意契約における契約相手方の選定理由（随意契約の場合）

ケ 変更契約結果詳細

（公表の方法及び期間）

第5 発注機関の長は、第4に規定する事項（入札参加者選定理由書を除く。）を宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）において公表する。

- 2 公表の期間は、次の表に掲げるとおりとする。
 - (1) 一般競争入札及び条件付一般競争入札
入札公告をした日の属する年度の翌年度の3月31日まで
 - (2) 指名競争入札
指名通知をした日の属する年度の翌年度の3月31日まで
 - (3) 随意契約
契約を締結した日の属する年度の翌年度の3月31日まで

(その他事項の公表)

- 第6 公共工事の発注見通しについては、「公共工事の発注見通しの公表について（平成19年6月18日付け279-696 県土整備部長通知）」に定めるところにより公表するものとし、公表期間は当該年度の3月31日までとする。
- 2 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格要綱」という。）第7条第4項に規定する建設業者等有資格業者名簿（以下「名簿」という。）については、入札情報サービスにおいて公表するとともに県土整備部管理課、各土木事務所及び西臼杵支庁において閲覧に供するものとし、公表期間は当該名簿に係る認定日から次の定期認定日の前日までとする。
 - 3 資格要綱第5条に規定する入札参加資格申請書については、当該申請書に係る同第7条に規定する認定の日から次の定期認定日の前日まで、県土整備部管理課において閲覧に供するものとする。
 - 4 建設工事等の入札・契約に係る要綱、要領及び通知等は、県のホームページ等において公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行し、次の表に定めるところにより適用する。

一般競争入札及び条件付一般競争入札	平成19年4月1日入札公告分から
指名競争入札	平成19年4月1日指名通知分から
随意契約	平成19年4月1日見積依頼分から
第6に規定するもの	平成19年4月1日から

- 2 公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平成15年4月1日定め）は廃止する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。